

西周「人生三宝説」を読む（四）

鈴木 修 一

十二 道徳上ノ義務、即チ道義

さて、「政府上、本体少ク可カラサルノ性質」である「事務分掌」の「第四項ノ事務」は「政府ノ合法上ノ責分」ではなくて、「道徳上ノ義務、即チ道義」（537頁）であると言われる⁽¹⁾。そして「是ニ属スル事務ハ、勸農、勸工、教育、互市、貨政等ナリ 内務、大蔵、等ノ一派別ノ業ナリ、」（同上）と言われる。以上が「第四項ノ事務」の特質とその範囲についての要点である。

先ず、その性質から見ていくことにする。政府が行う事務について、それが「道徳上ノ義務、即ち道義」と呼ばれるのはどういうことなのだろうか。そして、第一項の「内部合法上の義務」、第二項の「外部合法上の義務」第三項の「政府自己ノ三宝保存ニ属スル事務」と、どう異なるのであろうか。西によると、それは「静学上ノ観察」と「動学上ノ観察」の区分（同上）に対応し、またこの「人生三宝説」の第二篇で触れた「個々人々ノ三宝ヲ貴重スル例規」の区分である「消極ノ三綱」と「積極ノ三綱」の区分に対応する「同一例」（541頁）である。ただし、第三項は、第一・二項が「政府ノ責分ニシテ、必ス盡サル可ラサル義務」であり、第一・二項を履行するのに必要な前提であるのだから（536頁）、上記の区分は第一・二項と第四項の区分に対応すると考えて

よいと思われる。

「消極ノ三綱」は「道德ノ分レテ法律ノ源トナル者」で、第一・二項が「内部合法上」「外部合法上」の事務と言われる由縁であり、「皆命スルニ勿レヲ以テ」するもの、すなわち「個々人々ノ躬行ハ自己ノ三大宝ヲ貴重シ、勉メテ三禍ヲ除キ、而テ又勉メテ他ノ三悪魔ヲ防クヘシ」(=権利)のものであり、また「他人ノ三大宝ヲ貴重シ我ノ二悪魔ヲ制シ毫モ之ヲ犯ス事ナキ」(=義務) (30-2 オ～2 ウ⁽²⁾、傍点筆者)のものであった。したがってこれは「急ナル」(537頁)のもので、社会の開化の度合に関係なく要請されるものであり、それ故「静学上ノ観察ニ属シ、必ス一々整備シテ、遺漏ナキヲ要」するもの(同上)であり、「権義」(39-3 オ)と呼ばれる。

これに対し、「消極ノ三綱」とは、「皆命スルニセヨヲ以テ」するもの、「人ノ三宝ヲ扶助シコレヲ輔翼シコレヲ賛成スルヲ許ス」のものであり、例えば、人が困っているのを「見レハ、我憫然トシテ心ニ慊カラス」というように、「時ニ応シ處ニ応シ、人ヲシテ其宜シキヲ制セシム」ものであるから、「着手ノ順序ヲ得テ事ニ従フ」(39-2 オ～3 ウ、傍点筆者)必要があるものである。これは「道義」(同上)と呼ばれ、「権義ト相混同ス可ラス」と言われる⁽³⁾。このように「時ニ応シ、處ニ依り、其会社一同ノ開化ノ度ニ準シテ、或ハ急ニシ、或ハ緩ニスヘキ者」だから「動学上ノ観察ニ属」するもの(537頁)である。

以上見てきたように、「第四項ノ事務」は「道德上ノ義務、即チ道義」であり、「動学上ノ観察ニ属」するものとされるが、「第四項ノ事務」を「道義」であるとするのはいかがであろうか、という疑義が生じる。それというのも、「第四項ノ事務」が「道義」とされるのは、上記のように「個々人々ノ躬行」を推して、政府の「事務」をそのように捉えたのであるが、西はむしろ、「個々人々の躬行」を政府の「事務」に推すこ

とを、かつて『百一新論』において、歴史的に批判したのではなかったろうか。そして次のように言っていたのではないか。「治人ノ事ハ専ラ法ノ方ニ属スル事デ、少シモ脩己ノ事ト関係ナク、又法ハ教ノ事ニ夫程ノ関係ハナイ事デ、法ヲ以テ人ヲ治メルト教デ人ヲ導ク事ハ素ヨリ二途ナ事ダ」⁽⁴⁾と。「第四項ノ事務」はいわば政策であり、「動学上ノ観察ニ属」するのは確かであるが、そしてその指摘は正鵠を得ていると思うが、「道義」と捉えることには異和感を覚えざるを得ない。修身と治国は別物というのが『百一新論』での西の指摘であったのだから。

次いで、「動学上ノ観察」についてだが、それが「時ニ応シ、處ニ依リ、其社会一同ノ開化ニ準シテ、遺漏ナキヲ要シ、或ハ急ニシ、或ハ緩ニスヘキ者」であると言われるとき、ほぼ同時期の明治7年に『明六雜誌』第三号に発表された「駁舊相公議一題」と題された論考が念頭に浮かぶ⁽⁵⁾。これは冒頭で「余舊相參議諸公左院ニ建白シ民撰議院ヲ起スノ議ヲ読ミ竊カニ疑ナキ能ハス」(238頁)とされているように、板垣退助ら著名人八名による「民撰議院設立建白書」が左院に提出され、有司専制を制限するために国会の開設を求めたのに対し、森有礼、津田真道らの論とともに発表されたものである。そこでこう言っている。「……余聞ク、西洋政事ノ学ニ在テハ人民開化ノ度ヲ審カニシ、時ニ適シ地ニ適シ以テ其宜シキヲ制スルニ在ルノミト……」(239頁)、「……今天下ノ政事ノ如キ亦是ヲ演習ノ場地トナスヘケムヤ」(240頁)と言って、「……唯之ヲ民撰ニ取り違カニ西洋下院ノ法ノ如クナラムヲ欲スルハ、之ヲ時ニ徴シ之ヲ人民開化ノ度ニ質シテ未タ其肯綮ヲ得タリト謂フ可ラサル者ノ如シ」(241頁、以上傍点筆者)と、民撰議院設立は尚早だと言うものである。その論の当否は既に触れているので再説しないが、引用で傍点を付したように、第四項の事務についてと全く同様の表現がなされている。第四項の事務については、この考え方はわれわれも

妥当だと思われるが、国会開設についてこのように言われるときは、その意味が変質しているのではないか⁽⁶⁾。

「人生三宝説」の西の記述に戻る。「第四項ノ事務」が「動学上ノ觀察ニ属」するのは、それが、「三宝保護ト云フ責分ニ非スシテ、直チニ三宝ノ根本ヲ堅固ニシテ之ヲシテ発達セシムル事業タレハナリ」だからであり、そしてそれが必要なのは、「然レトモ政府ノ事業挙リ、功績ノ著ル、モ、多分ハ此、第四項ノ事務ニ存シ、又政府ノ事業危ウシテ敗退ニ属スルモ、多分ハ茲ニ於テシテ」すなわち、「政（静のミスプリントか）学上ノ難事ハ此動学上ノ度ヲ視ル事ニ存スル事ト見エタリ」（537頁）だからである。ここに見られるのは、重点が、政府の事業におかれ、「第四項ノ事務」が、なによりも先ず「人民」のためであるという視点が欠けており、西の意識においてどれだけ自覚されているか不明だが、富国強兵策への道に立脚している論のように思われる。「第四項ノ事務」が「三宝保護」の義務ではなく、「三宝ノ根本ヲ堅固ニシテ之ヲシテ発達セシムルノ事業」であるのは、あくまで政府の事業、「政学上ノ難事」を乗り越えるためだと言われるのである。

さらに、「第四項ノ事務」が「動学上ノ觀察ニ属」するのは、「是政府ニシ之ヲ急疾ニシテ悉ク其力を盡サントスレハ、反テ是カ為ニ障礙ヲ生シ、人民ノ自由ヲ得サル事アリ、又之ヲ忽棄疎略ニスレハ無智ノ人民其方ヲ得テ、従フ所ヲ知ラサル事アリ、是国会社一同ノ知識ノ度ニ準スヘキ事タリ」（同上）だからである。ここでは、「政（＝静）学上ノ難事」が「動学上ノ度ヲ視ル事ニ存スル」と、「政学上ノ難事」の視点から、「第四項ノ事務」が捉えられているが、それでは「動学上ノ觀察」は「難時」ではないのだろうか。この時点での西の判断は「無智ノ人民」という言い方に現れているものである。「急疾ニシテ悉ク力ヲ盡」すのも「忽棄疎略」してもいけない、民撰議院設立論争において見られた尚

早論のようないわゆる漸新主義の立場であると言えようか。「無智ノ人民」と言って、その根拠が示されていない。注6) に挙げた「政略論」では、もう少し慎重に「……境遇ニ適シ時ニ中スルト云フ事政略上ノ一大問題タリ、然ルニ此境遇ヲ知り天下惣人民ノ開化ヲ知ルト云フ事亦殊ニ至難ノ事ニシテ」(292頁) と言っている。

「第四項ノ事務」の総論的部分を次のように結んでいる。「故ニ三宝ノ道德論ニ於テ、同シク三宝ヲ貴重スル内ニ就テ、静学ト動学トノ觀察ヲ心ニ注シテ失ハサルヲ要トスルナリ」(537頁)。

ところで、西と同時期の他の論者たちはこの「第四項ノ事務」として西が指摘した「勸農、勸工、教育、互市、貨政等」についてどのように見ていただろうか。

先ず加藤弘之から見ていく。加藤はその著『真政大意』⁽⁷⁾の巻下で、政府の職掌について論じている。巻上で「第一憲法ヲ立テ、諸臣民ノ生命権利及ヒ私有ノ三ツヲ始終保護スルノガ、治術ノ第一急務」(98頁)であることを論じて、次いで「政府ノ職掌」はそれに尽きるのではなく、「教化撫育等、都テ今日臣民ヲ勸導シテ、其幸福ヲ得セシメル事」にも「政府で精々力ヲ用ユベキ事」にもあると主張する(99頁)。加藤が、臣民の「保護」が「第一急務」と言い、西が「必ス盡ササル可ラサル義務ナリ」と言っている。この点では加藤の主張は西の主張と同じであると言えよう。ただし、それは「都テ臣民ニ任セテ置テ出来ル事ハ、成丈ケ政府デ手ヲ出サズ、唯臣民ニ任セテ置テ出来ヌ事ノミハ、已ムヲ得ズ政府デ世話ヲヤクヲ、本意ト致ス」と言って、何でもかんでも「勸導」するのがよいと言っているわけではない。なぜかと言うに、「猥リニ何モ角モ政府デ力ヲ尽シテ、決シテ臣民ニ任セヌト云フ様デハ、縦令ヒ心ハ如何程公明正大デモ、所謂唯束縛羈縻スル事ニナル」(同上)から、政府が臣民のためにあるという道理に反することになってしまい、逆に

臣民が政府のためにあることになるからである。西は先に見たように「政府ニテ之ヲ急疾ニシテ悉ク其力ヲ盡サントスレハ、反テ是カ為ニ障礙ヲ生シ、人民ノ自由ヲ得サル事アリ」と指摘していた。一見、加藤の「束縛羈縻」と西の「自由ヲ得サル事アリ」の指摘は類似しているが、ここでの加藤の論はむしろ福沢諭吉の主張とほぼ同じで、西の主張の根拠とは異なっていると言えよう。西の主張根拠は、加藤のように、政府の職掌（＝事務）の範囲についてではなく、その実施の「急疾」にあるのだから。もっとも、「時ニ応シ、處ニ応シ」という言い方に、加藤と同じ根拠が見られなくもないけれど……。加藤によれば「動導ト云フハ、教化撫育等ノ事ヲ都テ申ス」ことだが、「保護トイフモノハ、治術ノ第一ノ急務」であり、「兎角開化ノ足ラヌ國デハ、所謂保護ノ急務タル事ヲ知ラズシテ、只管勸導ノ事ノミニ従事シテ、夫レヲ至極ノ仁政ト思テ居ル事ジャガ、甚先後緩急ノ序ヲ誤」（同上）ったことで、「緩急」は、保護と勸導の関係について言われるので、西のように「第四項ノ事務」（＝勸導）の仕方について言われるのではない。

「勸導」は、加藤によれば、「……教化撫育ノ事デ、先ツ今日知識ヲ開キ、倫理ヲ明カニシテ、風俗ヲ整ヘル事カラ致シテ其外百工技芸ヲ開キテ利用厚生ノ術ヲ盡ス事、及ヒ養病濟貧等ノ事、都テ臣民ヲ勸導シテ、其幸福ヲ招カシムル事」（同上）である。勸導の範囲について、若干西の「第四項ノ事務」とずれが見られる。「風俗」「養病」というのは、西においては、「第一項ノ事務」（すなわち、「風憲」「衛生」⁽⁸⁾等）に属することであった。

「勸導」においては、「就中第一知識ヲ開ク事が肝要」であり、「第二ハ百工技芸ヲ開ク事モ肝要」であり、「此知識ト百工技芸トノニツ開ケテ參レバ、最初安民ノ術ニ於テ遺憾ハナイ」（99～100頁）。ここで「百工技芸」と言われているのは、西の挙げている「勸農、勸工、互市、貨

政」(傍点筆者)を指すものと考えてよいだろう。ただし、少し後で、「厚本抑末」の考え方、すなわち、「農ハ國ノ本ナル故、^マ可成丈ケ務メネバナラズ、又工商ハ其末ナル者故^マ可成丈ケ抑制セネバナラヌ杯云フ論」については「間違タ事計」と退けていて、それらの間に軽重があるとは言っていないが、この点では、西と同じ考え方だと思われる。そして、「知識ヲ開ク事」が第一だとするのは、後に見るように、西が「教育ハ首」(542頁)と言っているのと同じ主張である。

加藤において、勸導に際して繰り返し述べられているように、大事なのは、先に触れた「束縛羈縻」のないようにということである。「憲法」を制定するにも「勸導」を行うにも、「人ニハ必ス不羈自立ノ情ト権利トノ二ツ」があるから、「能ク此道理ヲ知」(100頁)る必要がある。「余リニ政府デ世話ヲヤキスギテ、何一ツトシテ臣民ニハ任セヌト云フ様デハ、大ニ右ノ情ト権利トヲ束縛羈縻スル事ニナリテ、却テ勸導ニハナラヌ」(同上)からである。

そして次のようにこのことを繰り返す。「都テ天下一般ノ為ニ已ム事ヲ得ズ、臣民ノ権利ヲ限制セネバ出来ヌ筋ノ事柄ハ^{ヨンドコロナク}無 據 全ク政府ニ引受ケテ従事セネバナラヌガ、其他ノ事ニ至リテハ、臣民ノ力ニ及ビ兼ル事ヲ、先ツ政府デ端ヲ開テ、追々ト臣民ガ之ニ倣テ、自ヲ其事ニ従事シテ参ル様ニ、其嚮導トナレバヨイ事デ、其他ハ都テ臣民ノ為スニ任セテ、可成丈ケハ例ノ情ト権利ヲ伸バサセル様ニ致サネバ臣民ガ其幸福ヲ招クト云フ事ハ出来ヌカラ、所謂眼目タル安民ニハ参ラヌデゴザル」(同上)。これは、官と民とについて、西よりもさらに進んだ考察と言えるのではないだろうか⁽⁹⁾。

次に、時代はやや下るが、小野梓の『国憲汎論』⁽¹⁰⁾における立論を見ておこう。

その「第三十四章 行政官を細論す 三」(374~398頁)において小

野は「政府の事務を看るに凡そ四大別類あるが如し」(378頁)として、次のように記している。「第一、被害者あるに遇ふて直に之を救護す、第二、予め其備を為し人民の禍害を防禦す、第三、某々適応の措置を為し社会外部の進歩を謀る、第四、某々適応の措置を施し以て社会内部の改良を謀る」。(同上) これら四つの事務のうち、西の「第四項ノ事務」に関わるのは、第三第四の事務である⁽¹¹⁾。

第三の事務について次のように言われる。「某々適応の措置の施し社会外部の進歩を謀るとは、若くは勸業若くは衛生若くは土工に対し某々の措置を施し社会外面の改良を謀るもの」である(383頁、西の場合、「衛生」は「第一ノ事務」であったが)。これらについては、「皆な自ら干預すべきの限りあり必ず之を誤まらざるを要す」と指摘しているが、それは、「社会の政府に望む所は一私人の力を以て為すを得ざる社会の利益を起さしめんと欲するに在り」だから、「夫の外面の改良の如きも善く一私人の為すを得ると得ざるとを明にし、其一私人の為すを得ざるものを択ば」なければならないのである(同上)。小野は、以下、勸業衛生土工について詳述していくが、ここでは勸業についてのみ触れる。

「氓民勸業事は蓋し富国の要務」(384頁)だと記した後、「勸業の略に三箇の差別あり」として次のように述べる。「^{せまり}逼て之を勧む一なり、私して之を勧む二なり、誘て之を勧む三なり」と。「逼りて之を勧む」とは、「氓民の自主を拘束し之を奴隷し役せんとするもの」であり、「善良の政略」ではないから「決して可ならざる」ものである。何故かという、抑も己れの利害を定断するに果敢にして而も誤り少きは人間の妙機にして、世間従来の経験に於て一人一己の利害を断ずるものは其当該の人を以て最も適任応当なり」(同上)だからである。「私してこれを勧む」も、同様に非なりとされ、「政府勸業の全策は誘て之を勧むるの一点に存」(同上)すると断ずる。これは「商工をして自由に其所産の

貨物を流通せしめ、安穩に其所獲の全利を享有せしめ他人をして之を攪乱せしめず、以て其業を勉むるの思念を發起せしむる者」(384～5頁)であるが、その目的を果たすことができるように、次の四箇条が必要とされる。「法度を制し其所獲の私益を安固ならしむべし」、「警察の事を厳肅にし訴訟の決を迅速にし人々の生業を攪乱すること勿らしむべし」、「貨物運輸の便を開きその流通を自在ならしむべし」、「各地の通信を開き智識發明を交換すべし」(385頁)である。

すなわち、小野の勸業についての考えは、基本的に、政府の事務として、勸業そのものに関わることについては否定しているのである。事実、こう断じている。「政府は直接に氓民の生業に干渉せず、唯方^まさに間接に之を奨勸すべきのみ」、「唯夫れ政府は非干渉を以て勸業の大主義と為さざるべからず」⁽¹²⁾ (同上) と。この点において、西の考え方は、ただ「時ニ応シ、處ニ応シ、人ヲシテ其宜シテヲ制セシムル」と抽象的に言うのみで、甚だ曖昧だと言わざるを得ない。

小野と西の「政府の事務」についての捉え方は厳密に対応しているわけではないが、概ね同様であると言ってよいだろうが、その捉え方については以上見てきたように相違があるとも言えよう。なお、第四の「政府の事務」における「教育」については、以下、西の教育について見ていく際に取り挙げることにする。

十三 三宝ニ分賦シテ論セハ

西のテキストに戻る。

「第四項ノ事務」を「三宝ニ分賦シテ論セハ」として、次のように区分する。

a 「勸農、勸工、等ノ事務ハ、正サニ民生生活ノ事ヲ進達スル所以

ニシテ、第一宝、即チ健康ニ関スルナリ、夫レ人生利用厚生ノ具、一ニシテ足ラスト雖トモ、概スルニ、農工ノ二業基本タルニ非ルナシ、而テ基本ヲ進達スレハ人生富厚ニシテ健康依テ以テ立ツ亦理ノ
 踏易キ者ナリ」

- b 「教育ノ事務ハ、正サニ民心開化ノ源ヲ進達スル所ニシテ、第二宝即チ知識ニ関スルナリ、レ人心開化進歩ノ道、固ヨリ一方ナラスト雖トモ、要スルニ教育ノ一事基本タルニ非ルナシ、而シテ基本ヲ進達スレハ、人心開明ニシテ、知識依テ以テ備ハル、亦理ノ踏易キ者ナリ」
- c 「貨政互市ノ事務ハ、正サニ民用豊足ノ根ニシテ、第三宝即チ富有ニ関スルナリ、夫民ノ財用、資産ニ於ケル、之ヲ蓄積シ、之ヲ流通スルノ法、一ニシテ足ラスト雖トモ、概スルニ貨政互市ノ二事基本タルニ非ルナシ、而テ基本ニ於テ利便ノ方法ヲ立レハ、民用豊饒民富依テ以テ興ル、亦理ノ踏易キ者ナリ」(541 頁、abc は便宜上筆者が付した。)

ここで注意しておいてもいいのは、「一ニシテ足ラスト雖トモ」とか「一方ナラスト雖イモ」⁽¹³⁾ という言い方がなされていることである。それは、一応このように三項に区分したけれども、すぐ直後に「然り而テ、如此ク之ヲ分配シテ觀ルト雖トモ、此三項ノ事務ハ、殊ニ相関渉スル者ニシテ、固ヨリ分別区画ス可ラサル者アリ」(542 頁) と言われていることに関係するだろう。同様に「基本タルニ非ルナシ」と言う言い方も、それがいわゆる「厚本抑末」と言う思想とは異なる意味で、すなわち、他の二項を軽んじる意味で言われているのではないことは、三項のどれについてもそう言われていることから明らかである。そして第一項のみに「勸農、勸工」と「勸」の字が冠されているが、第二項は「勸学」、第三行使は広い意味での「勸商」と言ってさし支えないと思われが、西はな

ぜそう言わないのであろうか。正直なところ、よく解らない。

さて、「勸農、勸工」についてであるが、以下、三好信浩の研究⁽¹⁴⁾を参照しながら、維新後の明治新政府の政策を見ていくことにする。勸業政策の中心となったのは明治三年に創設された工部省で「勸工」政策により鉄道鉱山等の工業政策を推進した。「これに対して、農業と商業を専管する省の出現は、明治十四年（1881）年の農商務省の創置を待たなければならなかった。しかし、勸農の政策は、すでに新政府発足後から民部省、大蔵省、内務省などによっておし進められてきた。工部省ほどの華々しい活動ではなかったけれども、日本の農業技術を近代化するための国家主導による勸農施策が講じられ」（199頁）てきた。しかし、農商工が同時並立的に軽重の差異なく推進されていったかという、そうでもないようである。それは日本の近代化の原動力がそもそも列強に対峙できる国力をつけるということであり、そのために近代工業を起こすべきであると考えられたからである。工部省設置の趣意書「工部省ヲ設クルノ旨」（明治三年）に工業の重要性が説かれている。「国家ノ殷富ヲ致ス所以ノ者ハ農工商ノ三事ニ在リ農ハ種植樹芸地ヲ尽シテ以テ百物ヲ生スエハ地産ノ物ヲ取り尽力ヲ尽シテ几百ノ器具ヲ製シ以テ世用ニ供ス商ハ二者ノ作ル所ヲ搬運貨売シテ以テ天下ノ通融ヲナス此三者備ラサレハ天下日用衣食ノ具人民相生テ相養（＝社会、筆者注）ノ道絶ヌ何ヲ以テ国家ノ富ヲ望マンヤ就中工芸ノ事ハ其用尤広大ニシテ富強ノ道此ヨリ急ナルハナシ」と述べ、「方今神州ノ開化富強ヲ求メント欲スル首ニ工部ノ業ヲ重サスンハアル可ラス」と、「工本政策」が優先的事務とされている。農が末となったわけではないけれど、「厚本抑末」の「本」に工がとってかわったと言ってよいであろう。

従来の農優位政策が工優位政策にとってかわられるキッカケにこれがなったのは間違いあるまい。そしてそれが決定的になるのは、岩倉使節

団の一員副使として米欧回覧の旅で米欧の情勢を視察して帰国後、明治六年十一月に初代内務卿に就任した大久保利通が太政大臣三条実美に明治七年五・六月頃に提出された「殖産興業に関する建議書」⁽¹⁵⁾であろう。そこでは先に触れた小野の見解と同様、民業重視の方向も萌芽的ではあれ見出される。

「大凡国ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ人民ノ貧富ハ物産ノ多寡ニ係ル而テ物産ノ多寡ハ人民ノ工業ヲ勉励スルト否サルトニ胚胎スト雖モ其源頭ヲ尋ルニ未タ嘗テ政府政官ノ誘導奨励ノ力ニ依ラサル無シ」(561頁)と冒頭に記し、「人民ノ工業ヲ勉励スル」ことが喫緊事だと主張している。そして、さし当り「政府政官ノ誘導奨励」による働きが必要であると指摘する。維新後国家多事にわたり、「政府政官専ラ實際上ニ注意着手シテ能ク工業ヲ奨励シ物産ヲ増殖セシメテ以テ富強ノ根抵ヲ固フスル違ナキ」(562頁)状態だったが、「今ヤ諸ノ葛藤漸ク斬断ニ帰シ海内ノ人民泰平ヲ歡樂シテ各其生業ニ安堵セント」する情態になったから、「此時ニ当リテ政府政官ノ急務トスヘキハ民保護ノ実ヲ求ムルヲ以テ至要至切ト為サル可ラス」として、それに「実トハ何ソ財用(=資本、筆者注)ナリ」と注記し、その「財用充足」のための「人民保護ノ制度漸次其緒ニ就キテ煥然観ル可キモノ無キニ非ス」だが、「勸業殖産ノ事ニ至リテハ未タ全ク其効驗アルヲ見スシテ民産国用日ニ減縮スルニ似タリ」(同上)と指摘する。その理由は、「人民智識未タ開ケサルニ依リ時勢ノ変ニ通シテ有益ノ業ヲ営ム事能ハサルニ出レトモ」、それだけではなく、「政府政官ノ茲ニ注意セスシテ提携誘導ノ力足ラサルノ致ス處」(562~3頁)に由来するのだと言う。そして次の様に以上の考察から結論を出す。「人民殷富ノ実ナク政府勸業ノ至ラサル」が明らかだから、「国家人民ノ為メニ其責任アル者ハ深く省察念慮ヲ盡シ工業物産ノ利ヨリ水陸運輸ノ便ニ至ルマテ総シテ人民保護ノ緊要ニ属スルモノハ宜シク

国ノ風土習俗ニ応シ民ノ性情智識に従ツテ其方法ヲ制定シ未タ就緒ナラサルモノハ之ヲ誘導セサル可ラス」（563頁）と。

そして米欧回覧の旅で特に印象を受けたと思われる「我邦ノ地形及天然ノ利」（564頁）において似ている英国の「今日ノ富強ヲ致ス所以ノ原由」を考察して、「固ヨリ時ニ前後アリ地ニ東西アリテ風俗同シカラサルヲ以テ必シモ英国ノ事業ニ拘泥シテ之ヲ模倣ス可キニ非スト雖モ」と断りながらも、「我国今日大有為ノ秋ニ際シテ宜テク規範ノ為スヘキナリ」（同上）とする。そして前と同じことを繰り返し述べる。自然条件は似ているが、「特リ我邦人ノ気性薄弱ナルノミ其薄弱ナル者ヲ誘導督促シテ工業ニ勉励忍耐セシムルハ廟堂執政ノ擔任スヘキ業務」である。したがって、「人民ノ性情ト其智識ノ度トニ照応シテ一定ノ法制ヲ設ケテ以テ勸業殖産ノ事ヲ興起シ一夫モ其業ヲ怠ル事無ク一民モ其所ヲ得サル憂ナカラシメ且ツ之ヲシテ殷富充足ノ域ニ進マシメン事ヲ」願うと言う。そうすれば、智者の言を待つまでもなく「国随ツテ富強ナルハ必然ノ勢」となり、「諸強國ト興ヲ並ヘテ馳ル亦難キニアラズ」（565頁）と、すなわち、列強ト対峙できる国力をつけることができると言う。

ところで、ヘイブンスは、「第一項」から「第四項ノ事務」の「三項ノ事務」すなわち、「勸農、勸工」、「教育」、「貨政互市」について、訳しながら引用した後、次のように言っている。「西はここから明治専制政府の1870年代における工業を推進しようとする努力への「人生三宝説」における無条件の支持を与えた。実際、政府が国内のおよび国際的義務（＝第一項、第二項の事務、筆者）と自己の宝（＝第三項の事務、筆者）に注意を払う（しかしまだそれも安定的ではないが）のは、政府がこの四番目のカテゴリー（＝第四の事務、筆者）を怠ってきたからであると、西は主張しているのである」⁽¹⁶⁾と。これは、奇しくも、大久保の指摘、「……政府政官ノ茲ニ注意セスシテ提携誘導ノ力足ラサルノ

致ス處ナリ」と符号している。そしてそれは遠山茂樹が指摘するように、「明六社の会員の説くところの自由、自主、開明は、政府の啓蒙専制主義の框外に出るものではなかった」⁽¹⁷⁾ ということであろうか。

「教育」については前稿で触れたので、「貨政互市」について触れておく。「貨政互市」については、「夫民ノ財用、資産ニ於ケル、之を蓄積シ、之ヲ流通スルノ法」と言われていたように、「貨政」は金融政策、「互市」⁽¹⁸⁾ は、国内および国外との通商と言ってよいだろう。この「互市」についてだが、国内的には明治政府がこれについて積極的に関わるようになったのは「勸工場」（かんこうば、またはかんこぼと読む）の設立およびその発端となった内国勸業博覧会の開催からだと言えようか。初田亨によると、「勸工場は、物品陳列所や勸業場などとも称され、また、関西では勸商場と呼ばれるのが普通であった」⁽¹⁹⁾。そして「ここには、同じ建物の中に通路をはさんで、両側に経営者の異なる多くの売店がならんでおり、洋物から化粧品小間物・呉服・玩弄具・文房具・漆器寄せ木細工・金物・書画絵草紙・室内装飾品・下駄履物・陶磁器・時計・靴・荒物など、ありとあらゆる物品が売られていた」が、その特長は、現在では何ら目新しいものではないが、「商品を、陳列して販売する」という点にあった。とういのは、江戸時代以来、「良賈は探く蔵す」^{りようこ}の考え方による座売り方式の店舗が当時は一般的で、例えば白木屋呉服店では明治二十七・八年頃でもそうであったらしいからである。

勸工場の最初は明治十一年に東京府が「内国勸業博覧会で売れ残った物品を、陳列・販売する場として、物品陳列所を開場したことに始まった」⁽²⁰⁾ ようである。また博覧会については幕末のパリ万国博覧会への正式参加から、1872年の明治政府のウィーン万国博覧会への参加、国内的には明治十一年の内国勸業博覧会およびそれ以降の開催について触れるべきことは多々あるであろうが、ここでは割愛することにす

る⁽²¹⁾。

さて、岩倉使節団の公式報告書である『特命全権大使米欧回覧実記』⁽²²⁾（Ⅱ）の第三十卷「^{グラスゴー}哥羅斯哥府ノ記」の九月八日（陽暦1872年10月10日）の条に商業上の重要な三つの施設を訪れたことが記されているが、それに付随している、論説部分のところを見ておこう。そこで記されているのは、まさに「互市」にとって重要な施設だということであり、「日本ニ於テハ、皆新奇ナル建設」、「東洋ニハ絶ヘテナキ会所」であり、したがって「其何等ノ目的ニ設立シタルヤヲ了シ能ハサルヘシ、噫此三ノ会所ノ日本ニ感覺ヲ有セサルハ、其商工ヲ興シ、貿易ヲ隆盛ニスルニ、甚タ迂闊ナルヲ証スルニ足ルナリ」と日本の迂闊さを慨嘆している。その三つの施設とは、

- a ロヤル、エキステンチ (royal exchange)、商人ノ集会所マタハ相場会所
- b チェンバル、オフ、コンメルス (chamber of commerce、商人ノ会議所
- c コルポレーション、ガルリー (corporation gallery、仲間ノ会合所 (abc および英語は筆者の補い) である。

a は、「諸商人カ日時ヲ約シ、商業ノ媒助人ニ面会シ、商務ヲ運ヒ、商事ノ新説ヲキ、因テ入札ヲナシ、相場定メ、取引キヲナス場所」で、「商業ノヤ、盛ナル都邑ニハ、大抵此設ケナキ地」は少ないと言う。これが「貿易ニ大緊要ナル」⁽²³⁾のは、ここで「(その) 時々ノ市価ノ定マル」からであると言う。「ロヤル」(訳語に反影されていないが) と言われるのは、「此場ヲ設クルニハ、固ヨリ政府ノ権ニアル」からということである。

b は、「商人ニテ立ル、公選議會」で、ここで「議スル所」により、「商業ノ機関トナリ、商業ニ管係スル事宜ニツキ、政府へ意見ヲ陳述ス

ル」するのが任務である。「商事ノ詭秘ニテ、変化多キモ、此議院ニテ下情ヲ上達」するので、「商工事務省ト、商工裁判所」はそれらの情報をもとに「其保護ノ任ヲ全クスルヲ得ル」のであるから、この故にこれも「貿易ニ大緊要」である。

cは、「私設ノモノ」である。「抑^{そもそも}人間ノ万事ハ、ミナ会社ニ成リタルモノ」⁽²⁴⁾であるが、商業は「主人ト僕婢トノ会社」によって営まれるのであり、その各会社が「一ノ目的ニ因テ、合体協力スルコトヲ申シ合」わせて作られたものがこの「仲間会合所」である。「一ノ目的」とは「上等社会ニ於テ（＝経営者が）、己ノ職工ヲ保護シ、雇人ヲ救済シ、或ハ其心性ヲ正シク、或ハ其老廢ヲ恵恤スル等ノタメニ」ということである。

以上のように三つの施設の意義を述べて、次のようにこの論説を総括する。西洋が富強を致せるのは東洋と異なって、「商ヲ盛ンニシテ、農ヲ振ハセル」ことにあるが、農商工業はいずれも「上下（＝経営者と被雇用人）ノ社会ヲナス」ので、政府はこれらの業を保護して、「上等社会（＝経営者）ヲシテ、下等ノ社会（＝被雇用人）ヲ保護シ、其利益ヲ永久ニ（＝長く）保存セシムル」必要があって、aを設置し、「商売取引ヲ便ニシ、確實ニシテ敏疾ナルコトヲ謀ル」ためにbを、そして「相互ニ協合一致シテ、生業ヲ扶助シ、下等社会ヲ救護」するためにcを、設置する、と。したがって、「此等ノ設ケ具ニ備レハ、工商モ安穩ニ、耐久ノ業ヲ商量シテ、確實ノ生理（＝生活）ヲナスヘキニヨリ、衆人ノ信用ヲ生シ、契約モ速ニ整ヒ、貨物モ能ク融通シテ、其利益ハ、村邑ノ農産ニ及ヒテ、全地方ノ物産、其価ヲ得テ、生理ヲ勉勵スルヲ得ルナリ」と結ぶ（以上カッコ内筆者）。

以上、横道に逸れた憾みがなくもないが、「互市」について、西がどの程度具体的に考えていたかわからないので補っておいた。西のテキス

トに戻る。

十四 教育ハ他ノ二項ノ首ニ居リ

「第四項ノ事務」を「三宝ニ分賦シテ論」じた後、「故ニ政府道義上ノ道ヲ蓋サムト欲スル、亦斯民三宝ノ実ヲ進達スルニ非ル莫シ」（542頁）とするが、「第四項ノ事務」の三つ事務はそれぞれ独立しているものではないとされる。「然リ而シテ今姑ク、如此ク之ヲ分配シテ觀ルト雖トモ、此三項ノ事務ハ、殊ニ相関渉スル者ニシテ、固ヨリ分別区画ス可ラサル者アリ」で、「譬ヘハ財産ノ流通ト、ソノ蓄積トハ、近ク相関スルカ上ニ茲ニ至ルノ本ハ勸農、勸工、ノ事業立テ殖貨源々トシテ興ルニ在リ、而殖貨源々トシテ興ルハ蓄積利便ニシテ、流通、容易ナルニ在リ、故ニ源ト流ト相関シテ偏重偏輕ニ委ス可ラサルハ猶一人ノ三宝ニ於テ衣食ナキ時ハ生活ヲ保ス可ラスシテ、健康ニ害アル時ハ衣食ヲ作ル可ラサルカ如シ、故ニ農工、商売ノ業上相待テ進達ヲ得ル者ナリ、而テ其中間ニ位スルハ、乃チ知識ニシテ教育ノ事務トス、是農工商売ニ兼ネ関シテ、財源ヲ開クモ財流ヲ通⁽²⁵⁾スルモ皆教育ヨリ興ラサルハ莫シ」（同上）、と三つの事務の関係を説く。

しかし、その関係においては、「蓋シ知識ノ他ノ二宝ニ関スルハ、殊ニ大イナル者ニシテ、財源ヲ開クモ斯民ノ知識ニ係ハル、故ニ教育ハ他ノ二項ノ首ニ居リ、政府道義上ノ事務ニ於テ、第一先務トシテ、手ヲ下スヘキノ事タリ」と言われるように、教育は農工商の発展にとっては、決定的な役割を果たして、政府の教育責任は重大である。それは、先に触れたように、「教育ノ事務ハ、正サニ民心開化ノ源ヲ進達スル所」であるからである。

ところで、このような近代化に際しての、教育最優先の考え方は、何

も西に限ったことではなく、当時の啓蒙思想家（と後に呼ばれる）の人びとに共通したものであることは良く知られており、特にその代表選手の如く挙げられるのは福沢諭吉であることは言うまでもない。福沢についてはその『学問のすゝめ』他の諸著作について論じられており、暇のないほど多くの研究がなされているので、ここでは、先に留保しておいた小野梓の例について見ておくことにしよう。

小野は、政府の事務の第四として、「某々適応の措置を施し以て社会内部の改良を謀る」ことを挙げて、次のように述べる。「若くは教育を施し若くは賑濟を行ひ社会内面の改良を謀るものを謂ひ又政務の要なるもなり」⁽²⁶⁾、と。

人はよく「教育の事を以て政府の得て干預すべきものに非ずと為す」が、小野はそう考えない。それは、「教育の能く人類の品位を改良し所謂社会の生存を保領するの手段」であるからだ。「教育の盛衰は文明の汚隆に係り国家反映の時唯文明隆盛の時に在り、是を以て教育を盛んにするは国家の反映を謀るの一端」であり、「国家の反映は実に教育の隆盛なるに因る」からである。しかもどうしてそうなのかと言うと、人間の歴史社会を見ると明らかなように、人間は「徹頭徹尾始終不断、競争の境界に在らざること」ないから「競争は人類生存の爲め甚だ必要なもの」であるからだとし、「此競争の境界を経過せんと欲せば、勢ひ知識を練磨して其衝に当るの予備を為さざるべからず」である。したがって「是教育の人生に切要なる所以」である。というのも、「実に教育は斯の人類の品位を改良し、以て社会の生存に適せしめんと欲するに在るのであり、「是社会結合の實力を以て教育の事を挙ぐべき所以」であるから、「某々の境界に在て政府の之に干預するは敢て不当の事に非ざるなり」なのである。そして教育は以上述べたことから明らかなように、「実に競争の力を養ふを以て主眼とし、その手段は競争の力を養ふに便

ならしむるを貴ぶ」ようになされなければならない。西や福沢には見られない「競争」という概念を中心に教育を論じているが、西や福沢と教育への視点が異なるかと言うと必ずしもそうでないと言えるのは、小野においても、教育が「国家の繁栄」という観点から論じられていることから明らかであろう。ただし、競争について、「或は人と競争するの力を養はしめ或は天然と競争するの力を養はしめ或いは己れの悪念と競争するの力を養はしむる等」と小野が言うとき、三番目の「己れの悪念と競争するの力」(また「我が邪念と競争」とも言い換えられている)については、それを養ふのは西や福沢は教育というより、宗教に求めている点がある点が異なっていると言えようか。また後述する、岩倉使節団の公式報告書『米欧回覧実記』においても、そうであるが。

以上のように論じて、小野は次のように結ぶ。「嗚呼吾人は唯だ不羈自在に日々新たに日に新なる学科を択び、以て我が競争の実力を養成すべきなり。然るを当局者若し之を忽にし其見る所に偏して其子弟の発暢を抑え之を圧するあらば、其弊や流れて人類の発生を害し遂に社会の存在を禍害し了はるに至らん。蓋し憎むべきなり。然れども是れ畢竟政府の教育に干預すべき権力を害用したるもの耳。未だ其害用あるを以て直に断じて教育は政府の干預すべきものには非ずと謂ふを得ざるなり」と。(「競争」の一部弊害があるのを小野は認めて、それを補正する「賑濟」についても心配りしている。注26) 参照。)

ところで、明治四年から六年にかけて政府が派遣したいわゆる岩倉使節団の公式報告書である『特命全権大使米欧回覧実記』を見ると、実によく各国の学校(小学校から大学、盲啞院その他の各種の学校)を視察していることが記されているが、それは、とりも直さず、明治政府の意図のひとつが良く現れていると言えよう。ここでは全部にはとても触れることはできないが、その一端を、西の論との関わりで見よう。こ

の特徴を挙げるとすれば、特に小学校についての部分が、大学については数行程度で済ましていることが多いのに反して詳しいことである。そのうちのひとつ、ここでは、スイスのベルンでの視察記事ならびにそれに付された論説部分を、関連する他の部分を混じえながら採り挙げる⁽²⁷⁾。

使節団の最初の外国到達の地サンフランシスコからシカゴへ向う「^{ロツキニ}落機山鉄道ノ記」(第七卷)の終りの所にこう『実記』は述べる⁽²⁸⁾。ここまでの見聞を総括して、「世界の大宝ハ、財貨(=資本や資源、筆者、以下同じ)ニ在シテ、物力(=貨財を有効活用する能力・あとでは営業力とも言われる。)ニ在コト」をますます信じるようになった。「物力」の第一は人口であるが、ただ数が多いだけでは不可で、真の物力になるためには二つの要件を備えなければならないと指摘する。それは「漫然ニシテ希望スヘキモノ」(同上)ではない。「蓋シ不教ノ民ハ使ヒ難ク、無能ノ民ハ用ヲナス」⁽²⁹⁾と強調されているように、「熱心ニ宗教ヲ信シ」ることにより、「其明善ノ心(善悪を見分ける心、小野の言う「己の悪念と競争する力」に該当するであろうか)ヲ啓誘」し、「盛ンニ小学ヲ興シ」て、「先言語筆算物理ノ切ナルモノヨリ」始まる「学知ノ益ヲ与ヘ」(同上)て、それを克服することにより、「希望スヘキモノ」になる、と言う。そうすることにより、「民心ミナ其方向ヲ一ニシテ、富殖ノ源ヲ培養スルニヨリ、国ノ興ル勃如ナリ」(I-163頁)となる。東洋はこれに反し、そうっていないので「夢中ニ二千年ヲ経過」してしまっただから、「今ヨリ国ノ為メニ謀ルモノ、夫コ、ニ感発して、奮興スル所ヲ思ハサルヘカラサル」(同上)のである。西の「富強」、小野の「国家繁栄」、『実記』の「国ノ為」と、教育は、みなそれへの奉仕の役割を果すものと位置づけられているのもむべなるかな、である。

そして、スイスのベルン市(『実記』V、第八十六卷「ベロン」)及ヒ

「ゼネーヴァ府ノ記」で、「府ノ小学校」を見学した際の記述²⁹⁾がある。教えられている「八科」（「文、語、書、画、数、史、地、料理」）について説明し、続いて次のように記す。「然レトモ諸科ハミナ之ヲ強ヒテ学ハシムルニ非ス、人の自由ニ任スレトモ、皆人生ノ必要トスル所ナレハ、生徒ノ父母モ悉皆習ヒ学ハンヲ願フ」、と。そして論説部分でまた冒頭ニ、「八科ノ学ハ、国民ノ国民タルニ於テ、一モ欠クベカラサルモノナリ」と繰り返して強調される。これは福沢が『学問のすゝめ』において「人間普通日用ニ近き実学」⁽³⁰⁾ というものに対応すると言えよう。福沢との相違を言うとするれば、「唱歌」を挙げて次のように言っている点だろう。「唱歌ハ人ノ咏懐ノ蓄念ヲ発シ、心性ヲ和暢ス、……欧米各国ノ学校、何地モ唱歌ヲ教ヘサルナシ、殊ニ婦人ノ心ヲ柔順婉變ニ誘スルニハ、唱歌ノ効ニアルヲ以テ、尤モ此科ヲ勉メシム、其文教ニ関係スルニ軽カラス」、と。そして、また繰り返される。「抑 小学ノ教ハ、男女、貴賤、貧富、何ノ職業ヲ問ハス、ミナ之ヲ知ラサレハ人トナルヘカラス、其国人ト為ヘカラス、緊要的切ナル芸ヲ授クル所ナリ」、と。そして「普通教育ノ要訣」は、「平易切実ノコト」を教えることである、と。このようなことであるから、西洋の学校は「皆人ノ財産生理（＝生活）ニ困難ナク、国民ノ義務ヲツクスに欠乏ナキコトヲ、学知スルヲ本トナシ、有形ノ理学ヲ務メ、營生計理ノ実事ヲ講ス」のである。そして次のように論説を結ぶ。「然リ而シテ、其生理ヲ熟究スルニヨリ、礼節ヲ知り、野蛮ノ行ヲ脱スルニ至リタリ、是東西ノ学、其趨向ノ異ナル所以ナリ」⁽³¹⁾、と。

「人生三宝説」において西は、福沢や『実記』のように具体的な教育の中味について述べているわけではないが、教育は「農工商賈ニ兼ネ関シテ、財源ヲ開クモ財流ヲ通スルモ皆教育ヨリ興ラサルハ莫シ」と言っていたように、福沢や『実記』と同じことを言っていることは言うまで

もないであろう。だから「教育ハ他ノ二項ノ首ニ居リ」なのである。

そして、こう続けて述べる。「唯此三項ノ事務ハ、……動学上ノ觀察ニ属スルヲ以テ、初ヨリ定規ナシ、庶民三宝ノ根本漸ク進メハ政府執ル所ノ方法モ随テ進ミ棄テ耘ラサルト、苗ヲ抜クトノ患⁽³²⁾ 莫ラムコトヲ要スルノミ、然リト雖トモ動学ノ觀察ニ属スル者ハ亦休期ナ足ノ度アル無キヲ知ルヘシ」(542頁)、と。「動学上ノ觀察ニ属スル」農商工の知については、「時ニ応シ、處ニ応シ、人ヲシテ其宜シキヲ制セシムル」ことが大事なのであるから、その環境を整備し（「棄テ耘ラサル」ことのないように）、強引に急発展させようとしな（「苗ヲ抜ク」ことのないように）ことが「要」だと言うのである。そしてこれらに関してはどこまで達成されようと、それで満足して十分だということはないということを知るべきだと言う。そして今度は自分自身にひきつけて、「之ヲ知識ノ事ニ譬フレハ、我輩既ニ班白ニ達スルモ、猶日ニ知ラサルヲ知ラムト欲シ、五十九年⁽³³⁾ノ非ヲ知ラムコトヲ冀フ者ノ如シ」(同上)と述べる。自分は白髪まじりの59歳の老人になっても知への欲求が止むことがないのと同様であると言うのである。したがって、「政府之ヲ進達スルノ度モ休期莫カルヘシ」(542～3頁)である。

「嗚呼政府ニシテ果シテ、此般ノ方法ニ服事シ、三宝保護ノ為ニ、合法上ノ本分ヲ盡シ（第一・二の事務、筆者、以下同じ）、又能ク己カ三宝ヲ保存シテ（第三の事務）、嚴ニ為ス可ラサルノ義務ヲ守リ、而テ能ク三宝ヲ進達スルノ事務（第四の事務）ヲ履行シ遺漏アル無クンハ、兇賊、詐偽、窃盜ノ三悪魔ヲ驅除シ、疾病、愚痴、貧乏ノ三禍鬼ヲ圧服シ（第二篇）而後ニ、斯民、財源開ケ（第四項の第一）、財流通シ（第四項の第三）教育正シク知識伸達シテ（第四項の第二）禧々トシテ寿考ノ域ニ登ラムコト企テ、待ツヘキノミ、是即チ福祉ノ実ニ非スシテ何ソ、余故ニ日ク、人生三宝説ハ福祉ノ学ナリト」(543頁)と、第一篇から第

六篇を簡潔に要約して、第六篇を結ぶ。

ここで突然「福祉」ということばが現れてくるが、ヘイブンスの言うように⁽³⁴⁾、現代の福祉国家というように使われ意味で使われているのではないことは明らかで、むしろ「富殖」という意味で使われているであろう。

(続く)

注

- 1) 『西周全集』第一巻。以下引用は前論文にならう。541頁にも「政府ノ合法上ノ義務ニ非シテ道德上ノ義務ナリ」とある。既に触れたように、「道義」には、「モラルオペレーション」とルビがふってある(521頁)。
- 2) 『復刻版明六雑誌』(大空社、1998年)
- 3) ここでは、「道德上ノ義務、即チ道義」といった説明抜きで「道義」ということばが使われており、「権義」が「権利」と「義務」を合わせた熟語として説明されているので、一見、「道德」と「義務」を合わせた熟語のように見えかねないが、そうではないのはもちろんである。
- 4) 『西周全集』第一巻、261頁。
- 5) 『西周全集』第二巻、238～241頁。
- 6) さらに「網羅議院ノ説」(『明六雑誌』第29号)、時期は大分後になるが「政略論」(明治12年頃、『西周全集』第二巻、278～293頁)も同様の考え表現が見られる。一例として「政略論」から引用しておく。「……此ノ如キ時ニ當テ何如カ手ヲ下ス可キト言ハ、所謂時ヲ知り時ニ中スト言フ言ヲ貴シト為ルナリ、……故ニ此境遇(シルカムスタンスと直前にルビがふってあり、circumstanceの訳語であることがわかるが、「主トシテ事ヲ行フ者ハ何時ニテモ同一ナレハ、其事ノ行ハルヘキ時合ハ何如ト云フ事」と説明されている)ト云フ者ヲ察知スルヲ最第一ノ能事トシ、又最第一ノ難事トスル事ニテ、政治上ニテ言ハ、天下総人民ノ開化ノ度ハ何如ト察知スルニ在リ、……」(291～292頁)。
- 7) 『真政大意』からの引用は『明治文化全集』第二巻「自由民権篇」(87～108頁)(日本評論社、昭和42年)から、その頁を示す。同書は明治3年7月刊。
- 8) ここで先に「西周「人生三宝説」を読む(三)」において触れなかった点について述べておく。「第一項ノ事務」に賦するものとして「衛生 警部ノ一種」があったが、なぜ「衛生」

が「警部の一種」であるかは、当時、明治五年十月に制定された「警保職制」（太政官布告第17号）において、「警部」について「國中ヲ安静ナラシメ、人民ノ健康ヲ保護スル為ニシテ、安静健康ヲ妨グル者ヲ予防スルニアリ」とあることに西がならったからであろう。

- 9) 加藤はこの後の部分で、「元来世ノ中ノ貧富ヲ均シウシャウト申ス事ガ、以テノ外ノ心得違デ、甚以テ安民ニ害ノアル事」（101頁）であるとして、いくつかの歴史的事例を挙げているが、それは「不羈自立ノ情ト權利」を犯すことになるからだとしているが、一つだけ取り挙げておく。「コムニスム」と「ソシアリム」について以下のように指摘する。

「今日天下億兆ノ相生養スル上ニ於テ、衣食住ヲ始メ都テ今日ノ事ヲ何事ニヨラス、一樣ニシャウト云フ論」で、それは、「天下ノ人民ヲ各々勝手ニ任セテ置テハ、其才不才ト勤惰トニヨリテ、大ニ貧富ノ差ヒヲ生ジテ」くるので、「都テ人々ニ任セルヲ止メ」、「悉ク政府デ世話ヲヤイテ、貧富の差のないようにしようとする「救時ノ一法」で、「素ト観導ノ心ノ切ナル所カラ出タ事ニハ相違ナケレトモ、其制度ノ厳酷ナル事実ニ堪ユベキニアラズ。例ノ所謂不羈ノ情ト權利トヲ束縛羈縻スル事、此上モナク甚ダシイ事デゴザルカラ、実ニ治安ノ上ニ於テ、尤モ害アル制度ト申スベキノデゴザル」（102頁）と記している。

- 10) 以下参照するのは、『小野粹全集』の第一巻、（早稲田大学出版部、昭和53年刊）、その頁を記す。
- 11) ここで、西の「第四項ノ事務」以外に関わる事務について触れておく。小野の「第一」は、「人生の事を看れば、……約して之を云へば生存・富周・平等の三大要事あるに過ぎず」であり、したがって、これらを「律令を立て之を維持し以て有衆の権利を保護するは政府第一の要務」（378～9頁）となる。これは西の「内部合法上ノ義務」に該当すると言えよう。「第二」は、「夫れ国家の事大抵法令を以て之を処置し其宜を済すと雖ども、時に臨んで兵馬若くは警察の力を以て其宜きを済さざるを得ざるあり」、外に対しては「夫の敵軍疆域に迫り我が土を侵すが如き実に兵馬の力を以て之を防禦し、我が国土の名誉と我が人民の実益を失はざるを勉めざるべからず」と、内においては、「内乱一たび起り人心洶々乱人其欲を肆にするが如き実に兵馬の力を以て之を鎮静し、社会の秩序と人民の安寧を恢復せざるべからず」（380頁）と述べて、前半は西の「外部合法上ノ義務」に該当することの指適、後半は「内部合法上ノ義務」に該当することの指適をしている。そして西のいわゆる「外交」については、次のように述べる。政府の四つの事務の他に、「近時舟車の用其便を極め電線六大陸を繋いで以来、彼此の交通日を追て盛んに国土の往来歳を追て密なるを致せり」であるようになったので「是に於て外交の事始めて起り政府の職務又た其一を加へり」と。そして「彼此相交通して互に相往来せばその間相和せざるの事なきを得ず」こともあるから、

「争闘」を避けるため、「予め和親の約を立て以て与国の交通を厚ふ」し、「通商貿易の遮欄しやうらんを去り以て益々其便を与ふる」等の事務、すなわち、「戦争を予防して彼此の利益を交通するの妙用」により「社会を利する」（394頁）事務として外交が捉えられている。

ついでに記しておく、前稿で「第二ノ事務」について見た際に触れたことと重複するが、小野は「兵馬の力」を、外に対してと内においてとの両方にその効力を見ているが、これは、明治政府の「徴兵令」による兵制の整備についての山懸有朋の意図と奇しくも同じである。すなわち、天皇制軍隊は「内は以て草賊を鎮圧し、外は以つて対峙の勢を張る」目的を掲げて創設された。（遠山茂樹著『明治維新』、岩波書店、1966年、286～7頁）。

- 12) さらに小野は勸業の事項に付帯して次の二つの政府の職務を指摘している。「貨幣の鑄造発行」「尺度斗量の制定」。(386頁)
- 13) ハイブンスはこれを、Although there is no single method to～、Although there is of course no single path to～、と英訳している。Nishi Amane and MODERN JAPANESE THOUGHT by Thomas R. H. Havens, Princeton U. P. 1970、161頁。しかしこれは他にもそれぞれの項に「勸～」があるという意味ではないであろう。
- 14) 三好信浩『日本農業教育史の研究』（風間書房、1979）
- 15) 日本史籍協会叢書 32『大久保利道文書五』（東京大学出版会、1968）561～565頁。
- 16) ハイブンス、前掲書、161頁。
- 17) 遠山茂樹著『明治維新』（岩波書店、1966年）303頁。
- 18) 『百学連環』において、「Exchange. 即ち互市にして、marketいわゆる日中為市ものなり」と言われている。（『西周全集』第四巻 242頁。）
- 19) 『都市の明治』（筑摩書房、1981年）。204頁。以下勸工場については同書による。
- 20) 同上、206頁。

なお、この博覧会および勸工場については、服部撫松の『東京新繁記』にその生き生きとした有様が描かれている。『明治初期文学集』（講談社、1969年）、『開化風俗誌集』（岩波書店、2004年）。前者は原文のまま、117～124頁。博覧会のみ。後者は読み下し文、86～112頁および199～210頁。

- 21) 若干の参考文献を私の触れえた範囲で挙げておく。
山本光雄著『日本博覧会史』（理想社、1970年）
吉見俊哉著『博覧会の政治学』（中央公論社、1992年）
吉田光邦編『図説万国博覧会史』（思文閣出版、2004年）
同上 『万国博覧会の研究』（ “ ”、1986年）

吉田光邦篇『万国博覧会』（日本放送出版協会、1970年）

椎名仙卓著『明治博覧会事始め』（思文閣出版、1989年）

同上 『日本博物館成立史』（雄山閣、2005年）

鹿島茂『絶景、バリ万国博覧会』（河出書房、1992年）

松村昌家『水晶宮物語』（リポレポート、1986年）

角山幸洋『ウィーン万国博の研究』（関西大学出版会、2000年）

田中芳男・平山成信編輯『澳国博覧会参同紀要』（1897年）

平山成信『昨要録』（1925年）

- 22) 久米邦武編『特命全權大使米欧回覧実記』（Ⅱ）（岩波文庫、1992年）。192～196頁。以下引用に際して頁をいちいち記さない。
- 23) 「貿易」とはこの用例でわかるように、「互市」という語と同じように、「海外貿易」のことのみでなく、「国内商業」をも指していることは明らかである。
- 24) 「会社」については前に触れた。「西周「人生三宝説」を読む（二）」（神奈川大学人文学会『人文研究』157号、30頁以下）。
- 25) 「通スル」としたが、テキストは「疏スル」となっている。「疏」の字が手元の諸橋の『大漢和辞典』をはじめとするいくつかの漢和辞典にあたってみたが載っていないので、西のテキストの次頁（543頁）に「財流通シ」とあるところから、こう読んだ。
- 26) 小野、前掲書389頁。第四の事務については389～393頁。以下引用に際していちいち頁を示さない。ここで教育と同時に挙げられている「賑濟」についての小野の考えを見ておく。「賑濟」とは、「富実繁殖の国と雖ども往々にして貧困究乏の民なきを得ず」という現実（それは身体上の理由、および他の理由で貧困に陥る二種の区別があるが）があるが、前者は「賑濟」すべきだが、後者（他とは、怠惰過失等）は「賑濟」しなくともよいとする。
- なおここで展開されている考えは、かつての小野の論考「教育論」（明治17年4月1・2・9日付『読売新聞』、『小野粹全集』第四巻515～520頁）によると断っている。
- 27) 学校教育制度その他については、使節団の一行に理事官として随行した文部大丞田中不二磨の『理事功程』を参照。文部省編『理事功程』（臨川書店、昭和49年）
- 28) 以下『特命全權大使米欧回覧実記』は『実記』と略記。テキストは、岩波文庫（1892年刊）を使用し、㊦から㊧をローマ数字で記す。I-162頁。
- 29) 『実記』V、93～95頁。
- 30) 福沢諭吉、『学問のすゝめ』（岩波文庫、1987年）、12頁。なお福沢はこのことばに続けて、「譬えば、いろは四十七文字を習い、手紙の文言、帳台の仕方、算盤の稽古、天秤の取り扱

い等を心得、なおまた進んで学べき箇条は甚だ多し」とし、さらに、地理学、究理学（＝自然科学）、歴史、経済学、修身学等を挙げているが、見事に「八科」に対応していると言える。（同上、12～13頁。）もっとも最後の「修身学」については、『実記』では、「修身ノ理ハ、反テ僧徒ニ頼ル、文学全国ニ普キモ、猶未来ニ冥福ヲ俟ラス」と、先に触れた「不教ノ民ハ使ヒ難ク、無能ノ民ハ用ヲナサス」の箇所と同じように、言われているように、学校教育とは切り離しているが。ただし、福沢も後に「修身」については、「宗教の必要なるを諭す」（明治9年11月、『福沢諭吉全集』第19巻、585～7頁）や、「覚書」（明治8年9月～11年、同上、第7巻、658～687頁）において、宗教が「不徳を防ぐ為め」、「道徳の手引となる可きもの」などと言っている。

- 31) この論説でも論の展開は東西比較になっていて、東洋については次のように述べられている。「顧フニ東洋ノ学ハ、道徳政治ヨリ出テ、只修身ノ科ニヨリ推充シ、無形ノ理学、高尚ノ文芸ヲ玩フ、日用生理ノコトニ至テハ猥俗ナリトテ曾テ慮リ及サス、……全国民文盲域中ニ於テ、士君子ノミ、其志ヲ高尚ニスルモ、其切実ノ財産生理ニ疎ナルハ、貧窶ニヨリテ其本領ヲ失フモノ、比比ミナ是ナリ」。「有形ノ理学」と「無形ノ理学」の対比は、一見、福沢の「有形の学問」と「無形の学問」（『学問のすゝめ』19頁）の対比に似ているようだが、福沢の場合「無形の学問」は「心学、神学、理学（＝哲学）等」、「有形の学問」は「天文、地理、化学等」と言われているのであって、『実記』の「無形ノ理学」のように否定的な意味で言われているのではない。福沢が否定するのは、「ただ文字を読むのみをもって学問とする」ことである。『実記』の別の箇所（I-82～83頁、サンフランシスコの「ウッドワルト」公苑を観た際）でも論説で同様のことが記されている。
- 32) 「棄テ耘ラサルト、苗ヲ抜クトノ患」は、『孟子』の「公孫丑章句上」に「天下之不助苗長者寡矣、以為無益而舍之者、不耘苗者也、助之長者揠苗者也」に由来することは、小林勝人（岩波文庫『孟子』）による訓読では「天下の苗を助けて長ぜしめざる者は寡し。以て益無しとなして之を舍つる者は、苗を耘らざる者なり。之を助けて長ぜしむる者は、苗を揠く者なり。」（122～3頁）
- 33) 西は、文政十二年（1829年二月三日（陽暦3月7日））に、津和野藩医西時義の長男として津和野城下の森村堀内に生まれたから、この稿が明治八年に書かれたとすれば、西は47歳（数えて48歳か49歳）であるはずで、「五十九年」は、10年のずれがある。
- 34) ヘイブンス、前掲書、162頁。